

2020年6月10日
株式会社サンエス

2020年3月9日の繊維ニュース記事について

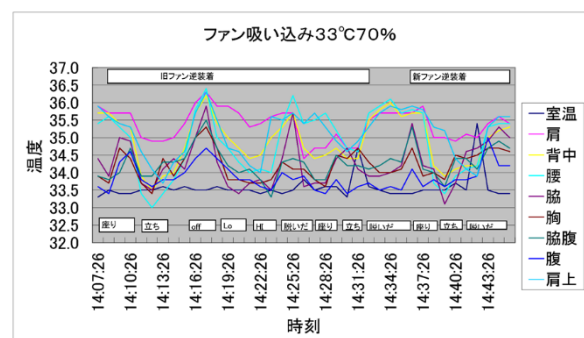
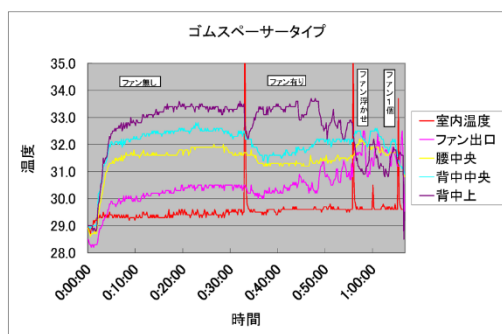
2020年3月9日の繊維ニュースに、『空調服』巡る訴訟問題 セフト研究所とサンエス間で」と題する記事が掲載されました。

当社はこれまで本件についてのプレスリリースを控えてまいりましたが、複数の方からお問い合わせをいただきましたので、株式会社空調服・株式会社セフト研究所との間の係争に関する事実について、ご説明させていただきます。

・不正競争行為差止等請求事件について

当社が株式会社空調服（以下「空調服社」と言います。）を被告として不正競争行為差止等請求事件訴訟（東京地方裁判所平成29年（ワ）第9335号）を提起した経緯は以下のとおりです。

1. 当社は、1946年ころから作業服の製造販売を開始し、以来70年近く、作業服、ユニフォーム等の企画・製造販売を続けてきたメーカーです。
2. 空調服とは、空調機能を有する服の一般的名称であり、今回、裁判になった空調服「KU90550」（平成17年販売開始）は、既存の当社製品「AD14121」を基本として開発した服本体です。
3. この空調服「KU90550」の開発にあたって、当社は、作業服に関して長年培ってきたノウハウと技術を生かして、多くの実験・測定を行うなどして、自らの費用負担のもとで試行錯誤を重ねて参りました。以下の画像は、こうした開発途中において当社が取得した測定データの例です。



4. こうした基礎的実験・検討の後、試作品の評価を行い、ベースとなる生地や形状の候補を選定していった結果、初の量産用の空調服「KU90550」に結実いたしました。空調服「KU90550」の最終的な仕様を決める段階において、空調服社の従業員のコメントを考慮材料の一つとしたことはありますが、空調服の基礎的実験検討、試作品の評価、ベースの選定等は、当社が独自に行ったものです。
5. また、「KU90550」という商品名も、当社がオリジナルで付けたものです。開発された同製品の販売にあたっては、最初から、当社がオリジナルで付けた品番「KU90550」の商品名のもとで販売してまいりました。
6. さらに、後に発売された「KU91400」も、そのデザインは当社が独自に開発したものであり、株式会社セフト等は関与しておりません。この「KU91400」という商品名も、当社がオリジナルで付けたものです。
7. 当社は、平成27年頃までは、空調服社に対して、空調服（服本体）を供給しておりましたが、同年に、そのような関係を解消いたしました。
8. その後、平成28年頃からは、空調服社が、当社品番「KU90550」（服本体）とほぼ同一の形状の当社製ではない空調服を、当社と全く同一の品番「KU90550」で販売し始めたことが発覚しました。以上の経緯から、当社としても、「当社開発品とほぼ同一形状の服を当社と同一品番で販売する行為」は放置できないため、この不正競争行為に限定して、空調服社を被告として、東京地方裁判所に不正競争行為差止等請求訴訟を提起したものです。また、提訴後に、同社が、当社の品番「KU91400」（服本体）とほぼ同一の形状の空調服も、全く同一の品番「KU91400」で販売し始めたことが発覚したため、これに関する請求も追加しております。
9. 残念ながら、東京地方裁判所は、後身頃の下部寄り左右にファン取り付け用の開口部が形成されているという形態自体に特段の顕著性はなく、「KU90550」及び「KU91400」の形態は顕著な特徴を有していないとみる余地がある、空調服の開発は原告のみならず被告も関与していた、「KU90550」等の品番は、個別の製品を示すために用いられてきた英文字や数字の組合せから成る符号にすぎない、などと認定し、上記の各形態や品番が当社のみの出所を表示するとは認められないとして、当社の請求を棄却する判決をしました。
10. 当社は東京地方裁判所の判決を不服として控訴をいたしました。上記のとおり、「同一形状の服を同一品番で販売する」ことは市場ないしは需要者に混乱を与えること、セフト社を空調服「KU90550」の共同開発者と認定したことに承服しがたいと考えたことからです。
11. しかしながら、空調服の業界も第三者の参入が進み、また、当社や空調服社の空調服のラインナップも大きく変わり、当初の空調服について係争を継続することの意味が薄れてきました。そこで、当社は先般控訴を取り下げることいたしました。

- ・フルハーネス対応型空調服の実用新案権侵害訴訟では、2020年2月5日に、勝訴判決を得ています。

記事にある実用新案権侵害訴訟では、2020年2月5日に、当社の主張を認める判決が出ています（東京地方裁判所平成29年（ワ）第22010号）。この判決は、セフト研究所と空調服社の責任を認めて、1500万円余りの損害賠償の支払いと製品の販売差止を命じています。

なお、この判決がされたのは、記事の掲載日1カ月以上前のことです。

- ・空調服を発明したのはセフト研究所ではありません。

記事では「セフト研究所が発明し命名した空調服」とありますが、ファン付きの服（空調服）は、遅くとも昭和62年ころには発明されています（実開昭64-30308）。空調服を発明したのはセフト研究所ではあるとの記載は正しくありません。

- ・「空調服」はファン付き作業着の一般的名称です。

「空調服」はファン付き作業着の一般的名称であり、多くのベンダーが「空調服」の名称を使用して空調服を販売しております。特許庁も、「空調服」の文字は、商品の品質を記述的に表示したものであり、自他商品の識別標識（独自ブランド）として機能しないことを確認しております（取消2017-300275、商願2016-30424の平成29年6月22日拒絶査定、不服2017-014295等）。

- ・商標登録取消審判請求事件では、空調服社の請求は認められませんでした。

記事には記載されていませんが、そのほかに、空調服社が当社に対して提起した商標法51条に基づく商標登録取消審判請求事件があります（取消2017-300275）。この事件では、当社の主張が全面的に認められ、空調服社の請求は認められませんでした。現在、空調服社が知的財産高等裁判所に不服申立中です（令和2年（行ケ）第10017号）。

当社は、これからも、皆様と共に、当社独自ブランドの空調服「空調風神服」を育ててまいりますので、ご愛好賜りますようお願い申し上げます。

以上